

関係団体 各位

天海訴訟を支援する会 代表 八田 英之  
 障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会 代表 天海 正克

## 天海正克さんの障害福祉サービスを打ち切った千葉市の決定に対して 公正な判決を求める団体署名・ネット署名等への協力をお願い

天海正克さんが、千葉市を相手取って、2016年11月27日に訴訟を起こしてから約4年が経過し、裁判は大詰めを迎えています（詳細は団体署名用紙等をご参照ください）。

障害者は、65才になると介護保険の利用を優先され、天海さんの場合、1万5千円の負担をしなければなりません。これは、障害者の生存権を脅かす不当なものであり、年齢による差別に他ならず、憲法25条・14条に違反します。

これに対し、千葉市は、国の言い分そのままに「社会保障は、自助・共助・公助の順に適用されるのが原則」と主張しています。そして、その他の多くの自治体と異なり、天海さんが介護保険の利用申請を行わなかった際に、障害者福祉の給付を一方的に打ち切りました。結果、天海さんは、費用の全額を自己負担せざるを得なくなり、やむなく介護保険の利用申請を行ったのです。千葉市はただ「法律に定められた通りにやっている」というにすぎません。こうした強制的な行政処分は、許されません。

天海訴訟は、国の歪んだ社会保障行政を変えていくたかいです。同訴訟は最短で9月4日が結審、遅くとも年度内には千葉地裁により判決が下される見込みとなっています。これまでも、皆さまには天海訴訟に多大なるご支援を賜りましたが、完全勝利に向けて改めて団体署名やネット署名、傍聴行動等へのご協力をお願いいたします。

★署名用紙は天海訴訟を支援する会のHPからもダウンロードできます。

: <https://amagai65.iinaa.net/>

★ネット署名（個人）はこちらから

: <http://chng.it/5nqCxNWX>



ネット署名用  
QRコード



### 【原告：天海正克さんの主張】

**65歳の壁  
 障害者を年齢で差別するな！  
 障害福祉サービスの打ち切りを許すな！**

私が65歳になった時、介護保険を申請しなかったとして、千葉市は、障害者福祉サービスの支給を打ち切ってしまいました。私は、何もかも放り出されたような不安に襲われました。



65歳になると介護保険法適用へ強制的に移行させられます。障害者総合支援法第7条が介護保険を優先して適用することを定めているからです。一人の障害者が、身体の変化や環境の変化等何もなく、また生活スタイルの変更希望等もないのに、昨日までは「障害者総合支援法」、今日からは「介護保険法」とされてしまうのです。それまで負担金無料で活用してきた福祉サービスが、毎月1万5千円必要になりました。私は大変きびしい生活を余儀なくされています。

また自らの意思で社会参加を目的とした総合支援法の適用をうけてきたのに、目的の異なる「介護保険法」を適用されてしまうという、一個人としての尊厳を大きく傷つけられることになりました。納得できません。この問題は「65歳の壁」として全国の障害者の方々と共通の問題です。障害者を年齢だけで差別するような法律は改められるべきです。皆様のご支援をよろしく願います。なお、来る9月4日（金）午後2時より、千葉地裁において口頭弁論が行われます。多くの皆さんの傍聴も願います。

## 天海さんの障害福祉サービスを打ち切った 千葉市に対して公正な判決を求める団体要望 ～年齢等による障害者差別を是正するために～

私たちは千葉地裁の原告 天海 正克さん（71歳）の事件において裁判所が原告の声に耳を傾け、適切な審理の上、判決を下されることを切に望みます。

天海さんが65歳になった時、介護保険に申請をしなかったとしたとして、千葉市は障害者福祉サービスの支給を打ち切りました。2015年当時、住民税非課税の障害者の場合、障害福祉は利用料無料なのに対し、介護保険サービスを利用すると必ず1割の利用料を負担しなければなりません。しかし、障害者に対する就労保障や所得保障は不十分であり、健常者と同じように老後の資産形成（貯蓄）を行うことは困難です。こうした中で、負担が求められれば、障害者は生活費を削るか、必要でもあってもサービスの受給抑制をしなければならなくなります。

そもそも、障害者が65歳になっても、身体の状態や生活環境等に変化はありません。また、天海さんは介護保険制度への移行を望んでいませんでした。厚生労働省もこうした場合、勸奨の継続を求めています。しかし、千葉市は天海さんの意思や生命の危機を顧みることなく、支援を打ち切りました。同様の対応をした自治体は岡山市のみであり、同市は2018年 浅田訴訟に敗訴しています。

また、障害者に認められる障害福祉サービスの給付量は生活を維持するうえで最低限の量に過ぎません。障害者が介護保険に移行した場合であって、サービス支給時間が障害福祉利用時より減少した場合、障害福祉サービスの上乗せを認めているのもこうした理由からであり、支給量が減った場合、障害者は当たり前の生活を維持できなくなります。

千葉市は、行政の意向に従わないという理由で、天海さんの生存権を脅かし、個人の尊厳を大きく傷つけました。こうした対応は、年齢等による障害者差別であり、市民の生活を守る自治体の責務に反すると言わざるを得ません。貴裁判所におかれましては、証拠と事実を慎重にご検討いただくとともに、以下の要望も考慮の上、判決を下さるよう、重ねてお願い申し上げます。

### 【要望項目】

1. 浅田訴訟の先例にならない、介護保険制度に申請しないことを事由に障害福祉サービスを打ち切ることを承認しないで下さい。
2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。判決にあたって、この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になるという実態を十分に踏まえてください。

住 所：

---

団 体 名：

---

代表者名：

印

【取扱団体】天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222 グリーンハイツ 109 障千連内 TEL・FAX：043-308-6621

メールアドレス又はFacebook経由で登録を行う事で、Change.orgの[利用規約](#)と[プライバシーポリシー](#)に同意したとみなされます。

新型コロナウイルス感染症については、[厚生労働省](#) や [首相官邸](#) のウェブサイトなど公的機関で発表されている一次情報をご確認ください。\*Change.orgは、[利用規約](#)と[コミュニティガイドライン](#)に違反しないコンテンツの検閲（ファクトチェックを含む）を行っておらず、キャンペーンの内容に関する責任はユーザーに帰属します。

新型コロナウイルス感染症については、[厚生労働省](#) や [首相官邸](#) のウェブサイトなど公的機関で発表されている一次情報をご確認ください。\*Change.orgは、[利用規約](#)と[コミュニティガイドライン](#)に違反しないコンテンツの検閲（ファクトチェックを含む）を行っておらず、キャンペーンの内容に関する責任はユーザーに帰属します。

[管理ダッシュボードをみる](#)



**【千葉県 介護保険に移行しないと障害福祉は認めない】天海さんの障害福祉サービス打ち切った千葉市に対して公正な判決を求めます～年齢等による障害者差別を是正するために～**



4人が賛同しました。もう少しで100人に到達します！



発信者：[天海訴訟を支援する会](#) 宛先：[千葉地方裁判所民事第3部合議5係](#)

#### ■岡山市 浅田さんと同じ問題が千葉市でも

2015年8月、天海 正克（あまがい まさかつ）さんが65歳になった時、介護保険に申請をしなかったとしたとして、千葉市は障害者福祉サービスの更新を認めず、支給を全面的に打ち切りました。これを不服とし、天海さんは2016年に千葉市を提訴。現在、千葉地裁で裁判が大詰めを迎えています。

障害者が福祉サービスを打ち切られた場合、生活を維持することが困難になるだけでなく、場合によっては生命の危機に直結します。千葉市の対応はや市民生活と生命を守る自治体・公務員の責務にも逸脱しており、私たちはこうした千葉市の対応を許してはならないと考えます。

#### ■厚生労働省も障害福祉サービス打ち切りには言及していない

厚生労働省は2009年に通知を、2015年に事務連絡を出し、介護保険制度への移行に同意しない障害者には次のような対応するよう自治体に求めています。

①介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい（2009年通知）。

②要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかける（勧奨する）こと（2015年事務連絡）。

厚生労働省も介護保険制度に移行しないという理由で、障害福祉サービスを打ち切ってよいとは言っていません。“継続的に勧奨する”ことを求めるということは、基本的に打ち切りは想定していないと私たちは理解しています。そして、制度移行をしないという理由で障害福祉サービスの打ち切りを強行したのは岡山市と千葉市のみであり、全国的に見ても両市の対応は問題があると考えます。

## ■千葉市の主張は自治体の責務に反する

千葉地裁の口頭弁論等において、被告（千葉市）は次のような理由（主旨）から、天海さんへの対応は正当なものだと主張しています。

①厚生労働省は障害福祉サービスを打ち切ってはいけないとは言っていない。

②千葉市は2～3回電話で介護保険への移行を要請した。

③加えて、障害福祉サービスと介護保険サービスの違いを文書で説明をさせた。理念や社会参加のための支援の違いは記載されていたが、具体的なサービスの違いの説明にはなっていないので却下した。

④したがって、岡山市と違い千葉市は十分に勧奨を行った。それに応じなかった原告（天海さん）は支援の打ち切りを自分で選択したのであって自己責任である。

さらに、サービス打ち切りの際、千葉市はこれによって、天海さんの生活がどうなるか、生命に係る問題は考慮していないとも陳述しています。そもそも、介護保険サービスを使ったこともない当事者に具体的なサービスの違いを文章として提出させるという対応は、説明が困難なことを分かったうえで意図的に行われた対応と言わざるを得ません。こうした対応は不適切であり、行政に従わないものは切り捨てているという千葉市のあり方は、市民社会・民主主義社会の否定であると、私たちは考えています。

\*①～④は支援する会が口頭弁論で確認した千葉市の主張であり、同市が裁判所に提出した準備書面に基づくものではありません。

## ■なぜ障害者は介護保険へに移行に反対するのか

2011年、国は障害者自立支援法違憲訴訟団と和解（「基本合意」）し、住民税非課税の障害者のサービス利用料を無料化を約束、実現しました。しかし、65歳等になると障害者は要介護者として介護保険制度への移行が求められ、移行すると利用料負担が発生します。厚生労働省は65歳以降等で要介護状態になった高齢者との公平性を理由にあげますが、障害者に対する就労保障や所得保障は障害のない人たちに比べて不十分であり、健常者と同じように老後の資産形成（貯蓄）を行うことは困難です。こうした中で、負担が求められれば、障害者は生活費を削るか、必要でもあってもサービスの受給抑制をしなければならなくなります。

また、障害福祉制度と介護保険制度では理念も対象も異なるため、サービス内容等に違いがあります。実際、介護保険に移行した障害者からは費用負担の問題だけでなく、支援内容に関する不満の声が上がっています。

①電球の交換をしてもらえなくなった

②高いところの掃除をしてもらえなくなった

③冷暖房機器の出し入れもしてもらえなくなった

④時間がないからと雑巾も片付けずにヘルパーが帰ってしまったなど

そもそも、障害者が65歳になっても、身体の状態や生活環境等に変化はありません。65歳等になると費用負担やサービス内容の異なる介護保険制度に強制的に移行させようとするのは、年齢による障害者差別に他なりません。また、65歳等になると要介護者であるという厚生労働省の主張は詭弁であり、「基本合意」という国の約束に反するものです。多くの障害者はこうした理由から、介護保険への移行に不安と不満を抱いているのです。

### ■障害福祉サービスは必要最低限の支給量

障害者が介護保険サービスに移行しない場合、65歳等になるまでの障害福祉サービスの支給量と介護保険サービスの支給量を比較して、介護保険サービスではなかなかえない障害福祉サービスの上乗せ分だけを支給する自治体もあります。例えば、障害福祉で75時間／月支給されていたが、介護保険では50時間／月と見込まれる場合、25時間のみを支給するのです。千葉地裁の判決においても、少なくとも上乗せ分を支給すべきであったという判断がくだされる可能性も否めません。

障害者に認められる障害福祉サービスの給付量は生活を維持するうえで最低限の量に過ぎません。障害者が介護保険に移行した場合であって、サービス支給時間が障害福祉利用時より減少した場合、障害福祉サービスの上乗せを厚生労働省が認めているのもこうした理由からです。介護保険制度に移行しない障害者に対して、自治体はそれまでの障害福祉サービスの給付量を継続支給しながら、勧奨を継続すべであると、私たちは考えます。

### ■皆さんの力が必要です

天海さんに対する千葉市の対応は、岡山市よりも悪質です。行政の意向に従わないという理由で、個人の生存権を脅かし、尊厳を傷つける権利が自治体にあるのでしょうか。現在、行政や公務員のあり方が様々な問題を通して問われています。天海訴訟もその一環です。こうした問題を是正するには、裁判所に自治体・公務員の責務を放棄させない判決を下してもらわなければなりません。そのためにも、多くの皆さんの協力が必要です。私たちは天海訴訟の完全勝訴にむけて、ネット署名・団体署名等に取り組んでまいりますので、皆様のご支援を心よりお願いいたします。

#### 【要望項目】

1. 浅田訴訟の先例にならい、介護保険制度に申請しないことを事由に障害福祉サービスを打ち切ることを承認しないで下さい。
2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。判決にあたって、この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になるという実態を十分に踏まえてください。

【取扱団体】天海訴訟を支援する会

賛同だけでなくコメントも寄せていただけると幸いです。また、団体署名の署名用紙は以下のHPからダウンロードできます。

### キャンペーンの進捗

キャンペーンの進捗を報告しましょう。投稿された文章は、メールで賛同者に送信されます。

[進捗状況を投稿する](#)

## Challenge.org を活用したネット署名の利用にあたって

2016年に天海訴訟が始まってから約4年。千葉地裁は第22回口頭弁論で結審を予定しています。私たち天海訴訟を支援する会は同訴訟の完全勝利に向けて、団体署名とともに、ネット署名も実施することにいたしました。ネット署名は請願権に基づくものではありませんが、より多くの人たちに社会的問題を知らせるために有効です。また、自筆署名と違ってコメントすることができるため、多くの人たちの実態や想いを集めることができるという利点もあります。

ただし、利用にあたって、このサイトを運営する会社への募金（任意）が求められます。また初めての利用する人がコメントする場合、ひと手間かかります。募金等をしなくてすむ方法はありますので、以下を参考にネット署名にご協力ください。

なお、団体署名とネット署名の内容は同じですが、役割が違うため、両方を活用することが可能です。多くの皆さまのご支援を心よりお願い申し上げます。

- ① 送られてきた URL をクリックして、Challenge.org のネット署名のページにアクセスしてください。
- A. すでに Challenge.org を利用したことがある人は、ログインして。コメント等を入力して、「今すぐ賛同する」をクリックしてください。

### 【注1：自分の名前やコメントを HP 上で表示させたくない方】

以下のチェックを外したうえで「今すぐ賛同」をクリックしてください。

- ① Facebook **以外から** Challenge.org にアクセスしている方  
…「自分の賛同者名およびコメントをこのキャンペーン上で公開」の隣にあるチェック（✓）を外してください。
- ② Facebook **から** Challenge.org にアクセスしている方  
…「Facebook の友達とシェア」の隣にあるチェック（✓）を外してください。

- B. はじめて Challenge.org を利用する人は、まず名字・名前、メールアドレス、住所を入力して「今すぐ賛同」をクリックしてください。

自分の名前やコメントを HP 上で表示させたくない方は注1と同じ処理をしてください。

- ③ 「今すぐ賛同」をクリックすると、応援のお願い（募金）というページに移動します。この募金は当会への募金ではなく、Challenge.org 運営のための募金です。当会への寄付をご希望の方は、以下の連絡先までご連絡ください。

115,608 人が賛同しました。もう少しで 150,000 人に到達します！



日本

コメント（任意）

自分の賛同者名及びコメントをこのキャンペーンページ上で公開

今すぐ賛同

25,000 人に到達します！

名字

名前

Eメールアドレス

日本

Suginami-ku

166-0011

自分の賛同者名及びコメントをこのキャンペーンページ上で公開

今すぐ賛同

賛同することで、利用規約とプライバシーポリシーに同意したとみなされ、アカウント作成とメルマガ登録が行われます。配信解除はいつでも可能です。



A 上記をご希望ではなく、twitter や facebook での拡散ができない方

…ブラウザの右上にある×をおして、HP を閉じてください。

B 上記をご希望ではないが、拡散にご協力いただける方

…「さらにシェアをする」をクリックしてください。

④ 「さらにシェアをする」をクリックすると、それぞれで拡散していただける方法を選んで、拡散をしていただけると幸いです。

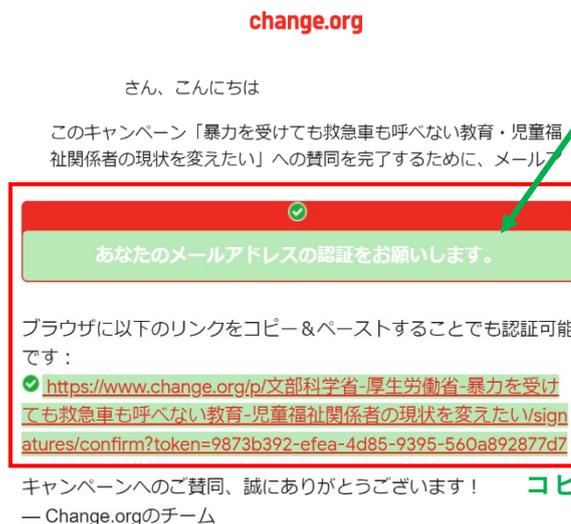
### 一人ひとりのシェアが、多くの賛同につながります！

賛同者のシェアで、14,916人が新たに署名しました。あなたもシェアして、このキャンペーンの成功をサポートしましょう！



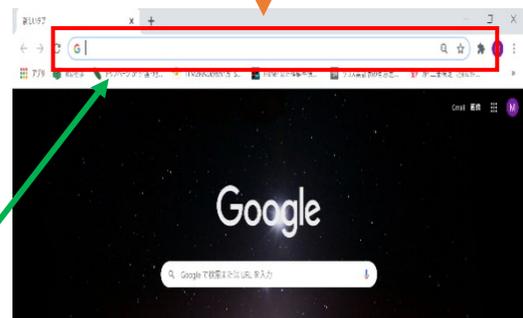
### ⑤ 【はじめて Chareng.org を利用した場合】

本人確認・賛同確認のメールが来ます。「あなたのメールアドレスの確認をお願いします」をクリックするか、URL をブラウザのアドレスバーにコピーしてサイトにアクセスしてください。



クリック

ブラウザのアドレスバー



コピー

⑥ ④で Chareng.org のサイトにアクセスすると募金を求められたり (②参照)、拡散への協力 (③) を求められます。一度アクセスすれば承認終了なので、HP を閉じてください。

### 【はじめて Chareng.org をご利用の方へ:コメント記入のお願い】

すでに Chareng.org 利用されている方の場合、ログインすれば賛同の際にコメントを入

することができます。しかし、初めて利用される方の場合、上記の⑤までの手続きを済ませたうえで、Chareng.org にアクセス。賛同した署名の HP に行くとコメントすることができます。

① チャレンジオルグのサイト (<https://www.change.org/>) にアクセスし、ログインをクリック。Google・Facebooのアカウントを持っている人は、そのアドレス経由でログインできます。

それ以外の人は「アカウントを作成はこちらから」をクリックして、アカウントを作成して、ログインしてください。

**\* アカウントを作成すること＝会員になるではありません。会員になると運営会社から毎月会費が請求されます。これは私たちの団体に還元されるわけではないので、ご希望でない方は会員にならないでください。**

② ログイン後、マイページをクリックすると、「開始済み」・「賛同済み」というタブがある HP に移動するので、「賛同済み」をクリックします。

③ 「賛同済み」をクリックすると、これまで賛同したキャンペーンの一覧が表示されるので、コメントしたいキャンペーンをクリックします。

④すでに賛同したキャンペーンの HP に移動します。下にスクロールをしていくとコメントの入力欄があるので、そこにコメントを残します。

